

北朝における貴族制度 (下)

宮川尚志

内容 一、はしがき 二、五胡治下の漢族郡望 三、北魏朝廷と漢人貴族(以上前號) 四、代人貴族の地位 五、北朝における寒門・寒人 六、北朝後期の政局と貴族・寒門 七、結語

四 代人貴族の地位

北魏の民族社會は國人又は代人と稱せられる鮮卑拓跋部民を中核とし、傳説に據れば統國三十六・大姓九十九あつたといふが、道武帝の平城奠都の後は國都の周邊たる畿内の田即ち甸服に集居し八部大人の下に統率された。^① 彼等は兵役に服し控弦四十萬と稱せられ、建國の後は文武の官吏に就いた。しかし彼等の中にも有力貴勢なる宗親勳貴と、戦争や遷徙の結果、郷土を離れ牛羊の家財を失つた平民階級とが分化し、後者は鎮戸又は府戸と呼ばれ、後世重大な社會問題を發生するまで下層に沈淪していつた。^② 宗親に就いて、獻帝の時、その三兄四弟をして國人を攝領せしめたがその子孫は七族と呼ばれ、矢張同族になる叔孫(乙旃)車(車焜) 括弧内は改姓前の虓姓以下同じ 氏及び帝室拓跋氏と合して十姓となつて太和以前の國の喪葬神禮を專管し彼等の間では「百世に至るも通婚せず」とは魏書官氏志に記す所である。^③ 七族は兄弟の順に數へて、胡(紇骨)周(普)長孫(拔拔)^④奚(達奚)伊(伊婁)丘(丘敦)亥(侯)である。拓跋氏と通婚した例は八姓と稱せられる勳貴の家に多い。即ち穆・陸・賀・

劉・樓・于・嵇・尉の八で太和十九年の詔により累代の勳功を確認せられ、漢族の四姓に準ぜられた。^⑤

國人以外には農業に従事する半自由民たる編民があり漢族はじめ氏羌等異民族の降服し移住せしめられた者がこれに屬し、布帛粟米の貢納及び兵役・力役に服した。拓跋部以外の鮮卑人も登國の初、道武帝が諸部落を散じて以來編民に入れられた。^⑥即ち官氏志所載の東方宇文慕容氏、南方茂眷氏以下、西方尉遲氏以下、北方賀蘭氏以下合せて四方三十五部がこれに當る。たゞし極遠の地に住む高車族の如き、強盛なる宇文・慕容二氏の如き、後世まで領民酋長を世襲した爾朱氏等の如き、北魏の威令或は及ばず、他の編民とは状態を異にしたであらう。さて編民より下に奴隸及び百雜之戸と呼ばれる工商業者あり、蔭附之戸、客、等の卑姓が存し、士民兩者よりも更に賤視され通婚が許されなかつた。

かゝる階級制度は北魏の國初以來嚴重に保たれ、仕官婚姻において上下の區別が立てられてゐたが、これを更に明確にし君主權の下で體統づけようとしたのが孝文帝の氏族分定及びそれに關する政策である。^⑦

帝の行つた氏族分定の要點は第一に既に貴族仲間の評價で大體定つてゐた漢人貴族の家柄を承認し中原に本貫を有する者は群姓を稱するを許し、崔盧柳王の四姓の如きはその卓越した地位を認め第二にかくて分定された漢人貴族に對應する代人貴族の格式を制定し、第三に、かくて漢・代二系統の貴族間の通婚を慫慂し、國家の統治下における家族群をして蠻漢一體の旗幟に従はしめんとした。最後に兩者をして共通の文化を創造し荷擔せしめ、理想的な文明國を建設せんと意圖したが、これは漢文化と鮮卑族の傳統との優差甚しき結果、全面的な漢化政策として現れた。

太武帝以後形式的には北支統一が保たれたといへ、地方豪族の反國家的行動や、これと關聯して大小叛亂はた

えず、國內分子も信用しうる代人以外の諸鮮卑族及び氐羌匈奴や山蠻等^⑧の異民族を包含し、南朝との對峙も輕視を許さぬ状態にあつた時、氏族分定による國內體制の整備の必要が判る。五胡の亂を通じて能く封疆を守禦し漢文化の傳統を墮さなかつたのは何としても漢族家族制度の力である。代人氏族制もこの制度の精神を借り來つて補強されつゝあつたことは任城王雲及び澄父子の如く儒禮に明かなる宗室がゐたことで判る。太和十九年の詔に代人諸胄先無姓族。雖功賢之胤、混然未分。故官達者位極公卿。其功衰之親。仍居猥任。比欲制定姓族、事多未就。且宜甄擢、隨時漸銓。

とあり、又帝が漢族官僚と官吏任用につき議するや、李冲・韓顯宗らは人材本位を主張したに對し、帝は貴族制を是認する如き言をなした。即ち累代德望ある名族の家には優秀の人物が出づるが道理である旨を答へてゐる。^⑨

この二の事實を結びつけて考へる時、氏族分定を行ふに至つた帝の心事の一端が推測できる。即ち北人の中には于・尉の如き世々豪宗を誇るものあり、其の他爾朱・叱列・萬・樓の如く世々胄帥たり、羅・陸・和の如く世々部落を領するあり、一方列傳に何等記載なきもの、及び山偉^(北史五〇)傳に見える「代來寒人」と呼ばれる者や、賀狄干^(魏書二八)の「家本小族」とあり、王紘^(北齊書二五)の「小部胄帥」とある如き、むしろ寒門と目すべきものもある。しかして拓跋氏に對し忠勤を積んだ者は封侯せられ奴婢を賜り顯達するが^⑩。しからずして下層に沈淪する者もあり、一族中でもある分派は榮え、他の分派にして零落するやうな事が起つてゐたと思はれる。かくて代人の氏族紐帶が經濟的懸隔や官位の高下で破れてくる傾向あり、一方中原漢族の宗族紐帶はかなり強固で、南朝の如く一族二塗に分るゝの比に非ず、たゞ庶子が賤視されたに過ぎない^⑪。故に代人の姓族を定め、同じ家柄の者には略々同じ地位を與へやすくするならば自ら代人の族的結合の破綻を防ぎうるであらう。これが民族政策とし

ての必要であると共に、孝文帝の眼には南朝をも含めて漢人貴族制の美點が映じた。整然たる貴族制度の上に咲く燦爛たる文化、これが帝の憧憬する所であると共に、後遂には實現しえた所である。即ち南朝人士にして洛陽に來りその文物の美を嘆じた者があるのがその證據である。^⑫

さて官氏志に據れば代人の八姓は漢族の四姓に擬せられ、それ以外の者は續いで發せられた別敕により姓・族に編入されたが、その標準は先祖が部落大人たり、或は王公の爵に列し、重要な官職に就いたかによつて規定した。即ち官族としての高下が代人氏族分定の基準であつた。一方漢人貴族の高下には、もとより先祖の官位が酌量される例が多いが、それは魏晉及び五胡諸朝のそれであり、必ずしも北魏に對する功勞に依らず、それ以前にきまつてゐたと思はれる。要之、分定された貴族の中、代人は勳功の累積によるものであるが、漢人は既成の家柄に改めて國家による承認が與へられたことになる。兩者共に官僚貴族たる地位を認められたのであるが漢人に對しては代人に對するよりもその態度は微溫的たるを免れず、一方漢人貴族の心理から見ると、南朝で舊族が勳門を輕んじたごとく、更に民族的反感もてつだつて代人貴族を内心侮蔑したであらう。結局漢文化に牽引された譯である。たゞ孝文帝の漢化政策は漢族をして代人との通婚を躊躇せしめる傾向を除去し、代人陸定國が、盧・柳の二女を娶れる如く分定された結果同一階層であると判定された家柄同士の婚姻しきりに行はれ、長年月の經過の後には漢民族には新しい血液が賦與され、中世における漢文化の再造がなされたことを考へる時、孝文帝の氏族分定の歴史的意義が理解できる。

① 本節の記述は蒙思明「元魏的階級制度」（史學年報二之

三）に基く所多い。

② 府戸の沈淪の状態を最も善く寫し出してゐる魏蘭根の言

の全文を掲げると（北史五六）「緣邊諸鎮、控攝長遠。

昔時初置。地廣人稀。或徵發中原強宗子弟、或國之肺腑

寄以爪牙。中年以來有司乖實。號曰府戸、役同厮養。官

婚班商、致失清流。而本宗舊類各榮顯。顧瞻彼此、理當

憤怨。宜改鎮立州、分置郡縣。凡是府戶悉免爲平人、入

仕次第、一準其舊。此計若行、國家庶無北顧之慮。」

- ⑧ 魏書二五長孫道生傳に彼の子孫長孫稚の嫡兄に元洪超といふ者ありとしてゐる。魏末に及び、或は恐らく孝文帝の改姓以後、十姓不婚の原則が紊れてきたかと思はれる。

- ④ 魏書本文に拓拔とするが、拔の誤りなるべきことは陳毅「魏書官氏志疏證」に詳しい。

- ⑤ 魏書一一二官氏志。

- ⑥ 道武帝が解散した諸部の範圍は官氏志の本文に據るかぎりかく解釋すべきと思ふ。しかし各部と拓拔部王朝の勢力及び地理的接近の差異に對應して例外があつたと認められる。

- ⑦ 氏族分定については岡崎博士「魏晉南北朝通史」並びに楊筠如「九品中正與六朝門閥」等。資治通鑑卷百四十は崔僧淵（魏書二四）宋弁（同二六）穆弼（同二七）千忠（同三一）薛聰（同三六）傳等に散見する資料をよくまとめてゐる。代漢通婚の例は孝文帝が四姓（范陽盧氏・清河崔氏・榮陽鄭氏・太原王氏）及び隴西李氏の女を後宮に充て、靈太后が孝明帝のため名族の女を世婦とした、

（前號三節一五頁）如きを始め貴族間の通婚は前號の表中に二三記した。

- ⑧ 匈奴・氐・羌等北狄の姓族の他に、光城榑の田氏（魏書六一田益宗傳）荊州榑酋の樊氏（同八〇樊子鵠傳）あり縁沔榑の桓氏を稱するものは東晉の代荊江軍權を握り後に敗亡した桓氏の疎族と託したものである。

- ⑨ 魏書六〇韓顯宗傳。高祖の言葉は下の如し。「然君子之門、假使無當時之用者、要自德用純篤。朕是以用之。」

- ⑩ 長孫嵩 太祖承大統、復以爲南部大人。…除冀州刺史、

賜爵鉅鹿公。（魏書二五）

宿石 太祖嘉之、以宗女妻焉。賜奴婢數十口。拜爲上將軍。…以功賜奴婢十七戶。（同三〇）

豆代田 以戰功、賜奴婢十五口、黃金百斤、銀百斤。（同右）

- ⑪ 三節に記した蔡廓以外の例をあげると、晉書三五、裴秀傳に、「秀母賤。嫡母宣氏不之禮。嘗使進饌於客。見者皆爲之起。秀母曰、微賤如此。當應爲小兒故也。宣氏知之後遂止。」とあり同じく（又初學記十九引臧榮緒晉書）には「裴秀之母婢。秀年十八有令望。而嫡母妬。賓客滿座。乃令秀母、親下食與衆賓。衆賓見並拜之。」と見える。また王浚も母趙氏が本は良家の女であつたが貧賤に

なり彼の父王沈の家に出入して彼を生んだため初め父から商されなかつた。(晉書三九)

⑫ 魏書二四崔僧淵に彼が齊の明帝鬱に答へた書を掲げ、内に曰く、

「分氏定族、料甲乙之科、班官命爵、清九流之貫。禮俗

五 北朝に於ける寒門・寒人

南朝においては健康政府の主要な支持者である僑姓の諸貴族に對し土着の南人の少からぬ部分は寒門を以て目せられ、或は王溶の二孫の如き、(晉書四二)南渡の時期が遅れ健康社交界に容れられない者も同様の運命に陥つた。

北方では漢族同士でかくのごとき差別待遇は甚しくないが蔣少游が被征服地たる青齊の人であるため人士たるか否かを疑はれ、遠祖が蜀漢に仕へたことのある薛聰が蜀姓の名を受けた様な例がある。①また陳元達・李粟の如きは恐らく晉代寒門が朝漢に避難し自己の力量をたよりに北族朝廷に勳功を立てた部類に屬しよう。一般的に見て貴族の足許に寄り附けない家柄に生れなほ官吏として功績を残した一例に孝文帝の時の李彪がある。(北史四〇、又魏書六二)

家寒微、少孤貧。有大志、好學不倦。彪雖與宋弁結管鮑交、弁爲大中正、與孝文私議、猶以寒地處之。殊不欲微相優假。彪亦知之、不以爲恨。弁卒。彪病之無已。爲之哀諫。備盡辛酸、郭祚爲吏部、彪爲子志求官。祚乃以舊勞處之。彪以位經常伯、又兼尙書。謂祚應以貴游拔用之。深用忿怨、形於言色。時論以此非祚。

母の賤しき爲に寒士と呼ばれた例は崔道固である

父輒南徙青州、爲泰山太守、道固賤出。嫡母兄攸之目連等輕侮之。輒謂攸之曰、此兒姿識如此。或能與人門

之叙、然復興。河洛之間重隆周道。巷歌邑頌、朝熙門穆。濟々之盛、非可備陳矣。」と。又文中子四周公篇に曰く、「元魏之有主、其孝文之所爲乎。中國之道不墜、孝文之力也。」と。

戸。汝等何以輕之。攸之等遇之彌薄。略無兄弟之禮。時劉義隆子駿宋孝武帝爲徐兗二州刺史。得辟他州民爲從事。

輯乃資給道固、令其南仕。……駿謂之曰、崔道固人身如此。豈可爲寒士至老乎。而世人以其偏庶、便相陵侮。

可爲歎息。……後爲義隆諸子參軍事。被遣向青州募人。長史已下皆詣道固。道固諸兄等逼道固所生母、自致酒

炙於客前。道固驚起接取。謂客曰、家無人力。老親自執劬勞。諸客皆知其兄弟所作、咸起拜謝其母。母謂道固

曰、我賤不足以報貴賓。汝宜答拜。諸客皆歎美道固母子、賤其諸兄。（魏書二 四本傳）

最も親近なるべき家庭内部へさへ身分の差別觀念が侵入してゐたこと、しかしこの風は江北に限られたことを物語る有力な史料である。家庭において卑められる寒門は官途において進路を阻止される。孝文帝の太和二年六月の詔に、

今年貢舉尤爲猥濫。自今所遣、皆可門盡州郡之高、才極鄉閭之選。

とあり、門と才と原則的に比例すると考へてゐる如き印象を與へる。されば世々寒賤にして權臣元叉の勢に託し州主薄となつた馮元興は正途の出仕でないとして非倫と論ぜられた。（北史 四六）

貴族に卑められる寒門に似而非なる、君主に愛せられる寒人がある。彼等の北魏史上で最初の活動は太武帝に信任されながら後に帝を弑した宦者宗愛に始る。彼は「その由來する所を知らず」と記される卑い家柄の出身で罪を以て閹人となり碎職を歷て中常侍に至つた。（魏書 九四）太武の崩後、尙書左僕射蘭延・侍中和平らの大臣が秦王

翰を定策せんとして、宗愛の素賤を以て疑はず、忽ち彼の謀略にかゝり殺された。南朝で殆んど宦官の暗躍がないのに反し北朝では叛亂者の一味や降虜に屢々宮刑を科し宮中に使役する爲、後年彼等の反噬をうけ宮中に混亂をひきおこした例が多い。魏書には恩倖傳九に續け閹官傳四を設け彼等は本來寒門の者が多く、失脚・没落によ

り更に卑い境涯に陥つたのであるが、宦者に關してあまり言及することは貴族制度の問題から逸脱するから姑く簡略に従ひ、たゞその家系を顧るに止める。

王琚。高平人。自云本太原人。

趙黑。字文靜、初名海、本涼州隸戶。自云其先河内溫人也。五世祖術、晉末爲平遠將軍西夷校尉。因居酒泉安彌縣。海生而涼州平、沒入爲闐人。因改名爲黑。

抱嶷。字道德。安定石唐人。居於直谷。自言其先姓杞。漢靈帝時杞匡爲安定太守。董卓時懼誅、由是易氏即家焉。無得而知也。

王遇。字慶時、本名他惡。馮翊李潤鎮羌也。與雷光不蒙、俱爲羌中疆族。自云其先姓王、後改氏鉗耳。世宗時復改爲王焉。自晉世已來恒爲渠長。父守貴爲郡功曹卒。(以上同九四闕官傳)

宦者以外の寒門で卑佞を以て君主に仕へ、恩賞賄賂により致富する寒人が權力を握るに至るのは孝文帝以後である。即ち魏書及び北史恩倖傳に列せられる人々である。孝文帝崩後、年十六にして世宗宣武帝即位し庶務を左右に委せたため、茹皓・王仲興・寇猛・趙脩・趙邕らの近侍の勢力が加つたといふが既に孝文帝在世の初年文明太后の攝政下で家柄卑賤の宦官の活動ありしことはその兆しは見られる。彼等は門閥の誇るべき名がなかつたので同姓に託して本貫を名族に假る風があつた。今恩幸の家柄を檢べると、

王叔。字洛誠。自云太原晉陽人也。六世祖橫張軌參軍、晉亂、子孫因居於武威姑臧。父橋字法生、解天文卜筮。涼州平、入京。家貧以術自給。歷仕終於侍御中散。

王仲興。趙郡南欒人也。父天德起自細微。至殿中尙書。仲興幼而端謹、以父任早給事左右。…仲興世居趙郡、

自以寒微、云舊出京兆霸城。故爲雍州大中正。

茹皓。皓既官達。自云本出雁門雁門人。詔附者乃因薦皓於司徒。請爲肆州大中正。府省以聞。詔特依許。

趙邑字令和。自云南陽人。：微與趙脩結爲宗援。然亦不甚相附也。（以上魏書九三
恩倖傳）

この外、その氏姓を詳かにしない旨を明記した例もある。ともかく寒門が貴族社會に實力を以て進出してゆく際に系圖僞造の必要があり、それは恐らく一流貴族の承認を得なかつたであらうが、貴族に附従する一般士民や卑賤者の中では半ば信ぜられかつ尊敬を得るにも成功したであらう。南朝に在つては地域が狭いため貴族の社交界も限られ異動も少く餘りにも家系が互に識られてゐるため自稱貴族は一般に是認されず効果がないから、士庶の籍を僞ることはあつても一流貴族の系圖を盗み取るとは著しくない。北方は數次の混亂による人口の流徙を經、魏晉の系譜も大半亡びてゐるため割合にしやすかつた。又前掲の例の中には漢族以外の寒門も見られ、種族混淆は更に家系出自を不明ならしめたいらしい。

又彼等は多く孝文帝の代に左右に給事した者が宣武帝の代になり擡頭したもので、又その職掌は陳掃靜が典樞、徐義恭が執衣服、代人侯剛が掌食典御なりし如く、君主の私生活上の近侍の卑職が多い。また文墨を習はずとも武藝に達し膂力ある寇猛は虎賁であつた。

もとより此等倖幸者にあらざる寒士も存する。兩者の相違は濁富と清貧、媚事と抗直とにある。儒者はその典型である。北史八四孫惠蔚傳に、「魏初以來、儒生寒官、惠蔚最爲顯達。」とあり、一般儒者は冷遇されたい。つゞいて、彼の傳に曰く、

先單名蔚。正始中侍講禁內。夜論佛經、有愜帝旨。詔使加惠蔚法師焉。

帝王貴族は特にこつ／＼學究する熱心も必要もなく、たゞ彼等の生活程度に相應なる教養を身につけようと思へば深みと魅力のあり、かつ一字一句の解釋の不當が難詰される儒教と違つて理解の深淺にしたがひ夫々法悦にひたりうる佛典を好んだ。儒家が佛教を攝受し所謂佛儒となつたのも一部の理由はこの邊に存するかと思ふ。周書孝義傳^六に列せられる皇甫遐も累世寒微で喪に居り禮ありかつ佛齋を併せ行つたといひ儒教主義の寒門は佛教を眞面目に取り入れるに傾いた一例である。隋の劉炫は^(北史八二)自分の大幸四を數へ、その一に

性本愚菽、家業貧窶。爲父兄所饒。廁縉紳之末、遂得博覽典故。

といひ、孟信^(北史七〇)は廣川索盧の人であるが、

家世貧寒、頗傳學業。信常曰、窮則變、變則通。吾家世傳儒學、而未有通官。當由儒非世務也。遂感激、棄書從軍。

たゞし儒林に列せられてもその人品において士流の資格なき例もある。張景仁^(北齊書四四)は幼孤家貧、學書を以

て業となし世宗の賓客となり才學を買ひ彼られ小心恭愼を以て稱せられたが、本より識見なく性卑謙で立身してから驕傲となつた。その妻は姓奇といひ氏族の出づる所を知るなく、容制晉辭事々庸俚であるが、夫が出世した爲王妃公主と朝謁を同じうしたが失態があつて笑はれた。彼の一門は既に富貴となり彼も自ら貴遊なりと許したが、史には「自蒼頡以來、八體取進、一人而已。」と貶してゐる。書道は貴族必須の教養であり、宋の劉穆之が武帝の書拙きを以て、「小技なりと雖も少しく意を用ひられよ。」と諫めたといふ話がある。^⑥六朝文明の一精華たる書道は貴族生活に滲透しついで寒人に及び工書を以て知遇を受けた恩倖者の例は南朝にも多い。工書の取柄だけで學識ありと思はれ、博士と稱せられた此の張景仁の例は儒素と恩倖との中間に立つ寒門の官途進出の路の一

の型を代表してゐる。

その他、儒者ではなくとも思想堅實な儒家的氣質の者は寒微から立身して高官についても、驕奢にならず、匪射の節を致し、資産を營まず功勞を積んだ。張彫武(雕)(北史)(八一) 竇瑗(同六) 郭絢(上) や又循吏に列せられる孟業(北齊書)(四六) の如き人々である。^⑥これらは魏晉寒士の遺風を繼ぎ國家の綱紀維持の支柱となつた名士と稱すべきであるが、佞幸者はその特權により財を蓄積し、初めは貧しくとも暴富を來すを得た。また一般に商工者は富力により官途に就かんと努力した。そして家柄貴人とも貧窮化した士族と納幣を以て通婚し家格を高めることに腐心した。濁れりとも社會の動向はむしろ後者の擡頭即ち身分觀念に對する拜金主義の挑戰により影響を受けつゝあつた。即ち貴族にして貧しく、寒門にして富裕の者が生じた。

趙脩は世宗の寵を得、その父の葬には王公以下百官が悉く會葬し、政府では民の車牛を發し碑銘石獸石柱を運ばせ一切の費用は官から支出した。しかも彼は喪に臨み、戚容なく、賓客と共に婦女に戯れてゐたといふ。彼の邸宅は周博崇麗で諸王に擬し、隣接地の所有者は賂入して高官を得た。しかしさすがに葬儀の際の失態から彈劾され笞殺された。

俄か成金たる寒人の心理として庭園を構へ趣味をこらした樓館をたて草木を種ゑて喜んだのには茹皓の例がある。又彼は弟の爲に安豐王延明の妹を聘したが、延明は彼が舊流でないのを恥ぢ許さないのを、彼と結托してゐる宗室の北海王詳が「官職を寬めんと欲せばいかにか茹皓と婚姻せざらんや。」と勸めて納得させた。宗室でもかゝる卑賤の漢人權力者に頭が上らない様分る。普通の寒人では士人の女に婚するのは容易ではないが、帝權の強かつた北朝では天子の意志が通り易かつた。北齊の高歡は樂安の寒賤孫奉に京兆の卿族常氏の美しき女を賜

つた。茹皓もかつて世宗の意により同車を許されようとした時、黃門侍郎元匡の諫止で叶へられなかつたことがあるが、人事を左右する様になると既に部族生活を離れたため官僚となる外なき宗室は親近少數者を除き憚らねばならなくなつたのだ。北魏は國初以來名族を中正に任じ門閥・才行兼美を理想として人を取り、孝文帝の時、齊州大中正房堅・幽州中正陽尼は帝の旨に應じ各々其の子を推薦して憚らなかつたが帝も時人も當然のことと默認した有様であつた。

寒人は中央で人事を左右すると共に、家系を郡望に繋ぎその州の中正になつた。前掲王仲興の雍州大中正、寇猛の燕州大中正の如く、彼等は貴族の家譜に通ぜず、士庶を甄別すべき職任に堪へられなかつたに違ひない。かくて官階と家格とに調和を認める中正制の精神は北魏末より以降大いに混亂した。茹皓の如きも彼に詔附する者が司徒に薦め肆州大中正になりえた。南朝では寒人が中正となる例はなく、その代り貴族の中正たる者の職權が輕くなつた。こゝに南北の相違がある。

① 北史九〇蔣少游傳。樂安博昌人也。魏慕容白曜之平東

陽、見俘入於平城。充平齊戶。後配雲中爲兵。：與(高)

聰俱補中書博士。自在中書。恒庇於李冲兄弟子姪之門。

始北方不悉青州蔣族。或謂少游本非人士。又少游微因工

藝自達、是以公私人望不至相重。唯高允・李冲曲爲體練。

② 魏書四二、北史三六、薛聰傳、參照

③ 晉書一〇二劉聰載記「後部人也。本姓高。以生月妨父、

故改之陳。少而孤貧。」

④ 魏書二八、北史二〇、李栗傳。「雁門人也。昭成時父祖入

國。」とあり、三節に記した李氏はけだし彼の裔かと思ふ。

⑤ 南史一五劉穆之傳。帝書素拙。穆之曰、此雖小事、然宜布四遠。願公小復留意。帝既不能留意。又稟分有在。穆之乃曰、公但縱筆爲大字。一字徑尺、無嫌大。既是有所包、其勢亦美。帝從之。一紙不過六七字便滿。

⑥ 張彫武。中山北平人也。家世寒微。其兄蘭武仕尙書令

史。微有資産。…彫武自以出於微賤、致位大臣、勵精在

公、有匪躬之節。(北史八一、又北齊四四張雕)

寶瑗。除大宗正卿。宗室以其寒士、相與輕之。瑗案法

推正、甚見讎疾。官雖通顯。貧窘如初。清尙之操、爲時

所重。(同八六、又魏書八八)

郭詢。河東安邑人。家世寒微。初爲尙書令史。後以軍功、拜儀同。歷數州司馬長史。(同右、隋書七三)

孟業。鉅鹿安國人。家本寒微、少爲州吏。性廉謹。同

寮諸人、侵盜官絹三十疋、與之。拒而不受。(北齊書四

六)

六 北朝後期の政局と貴族・寒門

北魏の東西分裂後の寒人の勢力及びこれに關して貴族の狀況を見る。高歡は魏政を擅した佞倖徐紇・鄭儼を斬り帝側を清めんとて、自らは祖父以來北邊鮮卑の間に伍した漢人寒門であるにも拘らず、渤海の高乾兄弟と通譜し、それに由つて中原名族封隆之・李元忠・魏蘭根・崔暹とも結托するを得、關東を勢力下に收め、普泰二年四月、孝武帝を洛陽に擁立した。彼の部下は北邊鮮卑系兵士からなり、魏末北族崛起の餘波をうけ、漢蠻兩者を調停し自己の傘下に容れんと努力したが、北族を特に尊重した傾向はない。①むしろ漢人豪族の地位を認め、仁恕愛士と評せられる如く、范陽の盧景裕らの叛心を寛容し儒學を講ぜしめ、文武官の貪賄をしばし放任して梁や宇文氏に伍して人望を博せんとした。

その子高澄は東魏元象元年、吏部尙書として、魏崔亮の停年格を止め、年勞を以てせず賢才を拔擢する方針に改め、尙書郎には人地共に優れし名族の子弟を選び、彼等を優遇した。文宣帝高洋は軍民の元姓を妄稱する者を悉く本姓に還らしめ、名を門閥に藉る弊を除いた。②

崔亮^(魏書六六)は魏の高祖・世宗の代、吏部郎として十年近く選事に参し、才望兼允と稱せられた人で、肅宗孝明帝の代に吏部尙書に陞つた。時に羽林の鮮卑武人が登用され難きを怨み張麟父子を殺傷した直後であつた。彼は鮮卑人に與ふべき官は限られ任官希望者は多數であり、銓衡の劇職は尙書以下中央少數の官の擔ふ所であり、かつ元來弩を張り前驅し蹤を指し捕噬するのみの能しかない鮮卑人に對して人材甄別の要もなしとて、士の賢愚の間はず停解の日月を以て斷となす停年格を立てた。時に既に門閥尊重の念は少くとも官界では動搖し賢才主義の叫びが擧つてゐたのにこの便宜的彌縫策は多くの朝士を失望させた。正光年中吏部尙書となつた薛琬は停年格を改めんと奏したが容れられず^(北齊二六)北齊に及び賢才主義が實現された譯である。

これより後、北齊の孝昭帝も王士良・高叡・崔昂をして郡國を分行せしめ、但一介の善ある者は以聞せざるなからしめた。^(周書三六 王士良傳)

この精神は西魏においては蘇綽の意見に強く現れてゐる。彼は雍州の名門で宇文泰に知られ、治道を論じた。その説は傳統的儒家思想に申韓を酌んでゐる。大統十年頒布された六條の詔書は彼の主張に基くが其四擢賢良に曰く、

今刺史守令悉有僚吏、皆佐治之人也。刺史府官則命於天朝、其州史以下竝牧守自置。自昔以來、州郡大吏但取門資、多不擇賢良。末曹小吏、唯試刀筆、竝不問士行。夫門資者乃先世之爵祿、無妨子孫之愚瞽。刀筆者乃身外末材、不廢性行之褻僞。若門資之中而得賢良、是則策駟驥而取千里也。若門資之中而得愚瞽、是則土牛木馬、形似而用非、不可以涉道也。若刀筆之中而得志行、是則金相玉質、内外俱美、實爲人寶也。若刀筆之中而得僞僞、是則飾畫朽木、悅目一時、不可以充棟之用也。今之選舉者、當不限資蔭、唯在得人。苟得其人、自

可起厮養而爲卿相。伊尹傳說是也。而況州郡之職乎。

けだし南北朝で高級の官には賢愚をとはず、専ら貴族がなり、下級の吏には徳行の淳薄を別たす専ら寒門が用ひられ、朝廷の銓衡の權が上級に限られ、しかも貴族の意志で歪曲されたのを非とし、上下を通じ才行を以て採用すべき精神を述べたものである。

宇文泰と高歡は共に撥亂の英雄で魏分裂前後の弊事は一時的に除去され賢才主義が官界に叫ばれ、鮮卑なると漢人なるとを問はず國家の體統の下に位置づけられるべき情勢にあつた。しかるに北周においては英主武帝が十八年に亘る治績をあげ隋唐統一の先驅をなしたのに對し北齊では世祖武成帝の後、十二年に亘る後主の弊政あり國勢振はず、卑賤の宦官恩幸が朝廷に多數進出した。その尤なる者は西域商胡素和氏の裔、和士開（北齊書五〇）（北史九二）である。彼は文宣帝からは輕薄の小人と見られたが、その在位中から皇帝長廣王と親狎し長ずる所の握槊の戲

（雙陸）を爲し王が位を繼ぎ武成帝となるや、寵遇日に進み、君臣の禮をなみし諸鄙褻を極めた。かつて世祖に説いて「自古帝王盡爲灰燼。堯舜桀紂、竟復何異。陛下宜及少壯、恣意作樂、縱橫行之。卽是一日快活、敵千年。

國事分付大臣、何慮不辦。無爲自勤苦也。」といつたが、かゝる放膽な利那主義の告白を聞くと漢族の傳統たる神仙を求める享樂主義とも違つた異國的な音調が感ぜられる。世祖は臨終に士開の手を握り後主を顧託した。彼は又胡太后と通じ宮掖を穢亂し、趙郡王叔ら大臣の彈劾を受けたが、後主太后は彼を信倚し、武平元年琅邪王儼のため誅せられる迄、權勢を擅々にした。彼が商賈の家である關係から富商大賈が朝夕門を填め、廉恥を知らぬ者多く附會し、彼も亦末技左道を事とする者を擢んでた。かつて自分の人相を占ひ中てた解法選を府參軍とし

た（北齊書四）（九方伎）如きことがあつた。

和士開の誅後、穆提婆及びその母陸令萱が胡后に媚びて勢を得、その他高歡の時以來卑職に事へてゐた者が一齊に宮廷の紊亂に乗じ擡頭した。高阿那肱・韓鳳（長鸞）は提婆と共に武平中三貴と稱せられた。南朝と違つて彼等は特に吏事の能ある譯でなく全く歌舞曲藝の末技で君主の寵をえたので一戯の賞やゝもすれば巨萬を踰ゆと云はれた。

崔季舒・祖珽ら士人は彼等を斥けんと畫策したが、後主は大臣に對しては會ふのを恐怖し、近侍とでなければ交語しない有様なので失敗に歸した。韓鳳は朝士に向ひ、「狗大不可耐、唯須殺却。」と冒つたが、武職を見れば厮養末品と雖もこれを容下したといふ。

暗君とその恩幸、明主とその賢才主義、何れにしても從來の門閥貴族は朝廷の官途から快く迎へられなくなつた。しかし彼等の迷夢はさめず、空疎なる家名を誇り、名譽毀損や結婚問題で一騷ぎし、仲間同士と競争や誹謗で日を暮した。魏收穢史の一語以て北朝末期の士人の風尚を察すべきである。^④

寒人が士人と争つて勝利を占める武器は君主の恩遇と富力とであつた。北齊書^四儒林傳序に「士流及豪富之家」の竝稱あり、士人ならざる富豪の擡頭を窺はしめる。度々の亂と種族混淆のため家系はいよゝ曖昧になつた。

天下統一の機運がほのみえると共に六朝貴族制にも新轉換が窺はれてくる。

北周の諸帝も豪族の實力を認めた上で施政を行つた。太祖文帝即ち宇文泰が即位前に魏帝の詔により高歡を討たんとする時の檄文に、

其州鎮郡縣率土人黎、或州鄉冠冕、或勳庸世濟。竝捨逆歸順、立效軍門。封賞之科、已有別格。凡百君子可不與勉。^{（一）}_{（周書）}

とあるが、これは高歡が文武官の貪賄を治せんと請うた杜弼の意見を斥け、「宇文泰は此等官僚の家屬がその領内に住むのを楯にとり招誘しつゝあり、梁の武帝は中原士大夫が正朔の所在と仰ぐ所であり、急いで彼等の不正を糾弾して人望を失つてはならぬ。」と保留を勧めてゐる態度とあはせ考へ、(北齊書二四) 政局の決定權が貴族に存した情勢を知るに足る。そして關東に高澄・楊愔あれば關西に蘇綽・唐瑾あり、かゝる地方豪族の官僚化に盡力した。その際標準はむしろ人材本位に傾いてきた。建德五年、周の武帝が北齊を討たんとした時の詔に、「鄒魯の縉紳、一介の稱すべきあらば銓錄せん。」と呼びかけてゐる。

北齊を亡した翌六年七月の詔によれば、山東諸州の才ある者は上縣六人、中縣五人、下縣四人を擧げ行在に赴き治政の得失を論ぜしめ、九月には同じ地方に對し一經以上に明かなる儒生を州郡に舉選し禮を以て京師に發遣せしめた。(周書六)

大統十二年、蘇綽について唐瑾は吏部尙書として綜衡を銓し、人倫の鑑があり、梁の元帝の據る江陵が魏に占領され、衣冠仕伍並びに僕隸の境涯に陥つた際に、その才行片善ある者を免議して元の身分に復し、評判がよかつた。(周書三二 北史六七)

北周は隋の統一の先驅をなした時期で、上述の如く山東及び湖廣を領有するとその地の豪族は長安に伴ひ行かれ仕官して周室の基礎を固めるべく奉仕するに至つた。隋書三梁彥光の傳に據ると、北齊が亡びると衣冠の士人は多く關内に遷り、技巧商販樂戸の家のみ州郭に實ち人情不穩であつたので、彼は私俸を散じて山東の大儒を招致し、每郷に學を立て専ら聖哲の書を教授させ、爭訟の風をやめたといふ。また庫狄士文(同)の傳には、周の平齊の際、山東の衣冠は多く周師を迎へたのに、ひとり閉門自ら守つた彼は却つて武帝から奇とせられ、刺史を授

けられたとある。

江陵の平ぐや百官士民の奴婢に没する者十餘萬といふが(周書)普通の士民出身の者が建德六年に放免され、乃至は部曲客女となつた外に、數十人の搢紳はもとの身分に復歸を許された。それは庾季才(隋書七十八)が江陵で俘になつた士人の中の親故の者を自己に賜つた品物を散じて購ひ、宇文泰の問ひに答へ、魏晉の前例を引き、曰く

今鄧都覆敗、君信有罪。搢紳何咎、皆爲賤隸。鄙人羈旅、不敢獻言、誠切哀之。故贖購焉。

と。それで宇文泰もその天下の望を失はんとした過誤を悟り上述の處置にでた。

總じて北朝の後期には漸く天下統一の機運が生じ、西魏・北周の軍制改革や一般施策に見るごとく天子の專制權力が強化されつゝあり、從來の貴族階級はその宗族の團結力をもつて自己の仲間中的地位保持を計る外に、君權の下、官職を奉じて安全を求めねばならない状態に至つた。長い間の戰亂や流徙ことに蠻漢の氏姓變更等の事情をへて家系混淆し、總體として純正な血統の有する威光が褪色してきたとも見られる。

河東の郡姓で曾祖以來襄陽に寓居した薛澄について、江表取人、多以世族。澄旣羈旅、不被擢用。然負才使氣、未嘗趣世祿之門。

とあり、(周書三十八)又隋書七孝義、陸彥師の傳には、

隋承周制、官無清濁。彥師在職、凡所任人、頗甄別於士庶。論者美之。

とあり。南朝に比して北方では貴族制は一層著しく動搖し、殊に官階との對應關係は破綻しつゝあつたと思はれる。もとより當時の大臣には弘農の楊氏、武功の蘇氏、河東の柳氏の如き名門の人があるが、これは君主が彼等の個人的才能とそれを補強すべき社會的威望を合せ評價し政治的裁量を以てその統治に奉仕させたので、坐して

門閥の勢力を默認するのではなく、門閥社會に或る程度隨順しつゝもこれを利用せんと努力するものと見られる。しかして地方豪族に對して地方官が抑壓手段にでた例が少くない^⑧。しかして寒士と見なされる者に、周に叱羅協、呂思禮、隋に陳茂・張定和の如き人がゐるが、南朝政治史における如く、彼等が集團勢力をなして貴族に當つたといふ現象は見られない。その代り六朝より隋唐に移るにつれ、士族間の上下區別^⑩よりも良賤區別が重視されてくる傾向がある。北朝の史籍では士民と熟し、また民望の語が習見し、官吏と農民中の有力者とは共に北方民族治下の被征服者として法制上さほどに區別されなかつたらしく、その代り商工・奴婢と士民との地位は明確であつた。これらに就いては別の機會に俟たねばならない。

① 東西魏分裂時代については、濱口重國氏「高齊出自考」

高歡の制霸と河北の豪族、高乾兄弟の活躍。上・下」(史學雜誌四九ノ七・八)

同氏、「西魏に於ける廢姓再行の事情。」(東洋學報二五)に委曲が述べられてある。

② 天保十年(539)八月癸卯。詔諸軍民、或有父祖改姓冒入元氏、或假託携認、妄稱姓元者、不問世數遠近、悉聽改復本姓。(北齊書四・文宣帝紀)

③ 拙稿「六朝時代の史學」四節(東洋史研究五ノ六)參照。

隋の開皇十三年五月癸亥に「詔人間有撰集國史、臧否人物者皆令禁絕。」(隋書二)とあるは六朝末期の弊風を矯めんとしたものであらう。

④ 財婚の風が北朝後期から唐初にかけて甚しいのは舊門の

經濟的破綻と庶人一部の富力増加がその條件になつてゐる。商工業者の財富ある者はよつてもつて、清官を獲、婚對を求めた。隋書五五盧愔傳に、北周の時の事として曰く、「染工上士王神歡者。嘗以賂自進。蒙宰宇文護擢爲計部下大夫。愔諫曰、古者登高能賦、可爲大夫。求賢審官、理須詳慎。今神歡出自染工。更無殊異。徒以家富官通、遂與摯紳並列。實恐惟鵠之刺聞之外境。護竟寢其事。」とある。

⑤

北齊書三六、楊愔(511—560)傳、彼は武定・天保にかけて吏部郎中、ついで尙書に任じた。典選二十餘年、獎擢人倫以爲己任。然取士多以言貌。時致謗言。以爲「情之

用人、似貧士市瓜、取其大者。』惜闇不屑焉。其聰記強識、半面不忘。每有所召問、或單稱姓、或單稱名、無有誤者。後有選人魯漫漢。自言『猥賤、獨不見識。』惜曰『鄉前在元子思坊。騎禿尾草驢。經見我不下。以方麴郭面。我何不識卿。』漫漢驚服。人謂之曰、『名以定體。漫漢果自不虛。』又令吏唱人名。誤以盧士深、爲士琛。士深自言。惜曰、『盧郎玉潤、所以從玉。』

⑥ 北史一五、高涼王孤「子思」傳に、「奏曰……………謹案、尙書郎中臣裴猷伯・王元旭等、望班士流、早參清官。輕斥短札斐然若斯。」とあり、士庶により任用される官職の範圍が確然としてゐた。梁の武帝の制度改革は一にこれを決定せんとした趣旨に出る。

⑦ 隋書四〇王誼傳に「太常卿蘇威、立議、以爲戶口滋多、民田不贍。欲減功臣之地、以給民。誼奏曰、百官者歷世勳賢、方蒙博士、一旦削之、未見其可。如臣所慮、正恐朝臣功德不建。何患人田有不足。上然之、竟寢成議。」王誼の如く自身の利益を考へる貴族が多かつたが、蘇威は既に國家本位に考へる政治家であつた。

⑧ 豪族抑壓の例は北周書三、四楊樹「晉盛」、同三五裴果同四四泉企傳等。北朝後期の史書に豪族たることが記されてゐる例を拾ふと、

常善。高陽人也。世爲豪族。(周書二七)

侯植。(子孫因家于北地之三水)遂爲州郡冠族。(同二九)

九)

章叔裕。字孝寬。京兆杜陵人也。世爲三輔著姓。(同三

一)

庫狄峙。世爲豪右。(同三三)

泉企。上洛豐陽人也。世雄商洛。…上洛豪族泉杜二姓。

李遷哲。安康人也。世爲山南豪族也。

楊乾運。儻城興勢人也。爲方隅豪族也。

陽雄。上洛邑陽人也。世爲豪族。

席固。其先安定人也。…遂爲襄陽著姓。

任果。南安人也。世爲方隅豪族。(以上同四四)

王龍。京兆霸城人。漢河南尹王遵之後。世爲州郡著姓。(北史一七)

胡叟。西夏著姓。

張湛。河西著姓。(以上同三四)

梁昕。安定烏氏人也。世爲關中著姓。其先因官徙居京

兆之鰲屋焉。

皇甫璠。安定三水人也。世爲西州著姓。後徙居京兆焉。

辛虔之。隴西狄道人也。世爲隴右著姓。

王子直。京兆。杜陵人也。世爲郡右族。(以上同三九)

王軌。太原祁人也。世爲州郡冠族。累葉仕魏、賜姓烏丸氏。(同四〇)

令狐熙。敦煌人也。代爲西州豪右。(隋書五六)

李孝貞。趙郡栢人人也。世爲著姓。(同五七)

魏濟。鉅鹿下曲陽人也。稱爲著姓。世以文學自業。

(同五八)

房彥謙。本清河人也。世爲著姓。(同六六)

叱羅協(周書一一)少寒微。嘗爲州小吏。以恭謹見知。恒

州刺史楊鈞、擢爲從事。

呂思禮(同三八)性溫潤、不雜交遊。普泰中、僕射司

馬子如薦爲尙書二千石郎中。尋以地寒被出。兼國子博

士。

陳茂(隋書六四)河東猗氏人也。家世寒微。質直恭謹。

爲州里所敬。

張定和(同右)京兆萬年人也。少貧賤、有志節。初爲

侍官。會平陳之役、定和當從征。無以自給。其妻有嫁

時衣服。定和將鬻之。妻斬固不與定和。於是遂行。以

功拜儀同、賜帛千匹。遂棄其妻。

他に李密傳(同七〇)に見える『起自微賤性又貪鄙。』と

ある邳元眞、沈光(同六四)、官戸から出身した麥鐵杖

(同六四)、父は軍士、母は家僮の黒女である李圓通(同

六四)も寒門に數へられよう。

⑩ 士庶區別は勿論原則上存したが種々な原因からそれが無

視され混淆を來す。これは南北を通じて存在する。

士は力役を免する立前であるが、謝方明(南史一九)

「前後征伐、每兵運不充、悉倩士庶。」とある。士は鞭を

受けない筈だが、沈攸之(南史三七)は「累遷郢州刺史。

爲政刻暴。或鞭士大夫。上佐以下有忤意。輒而加笞辱。」

とある。士人の妻は妾となしえない禮であるが、羊玄保

(南史三六)傳に、

「劉瑀出爲益州、奪士人妻爲妾。」とある。士庶元來種

あらず、士にして一般的に經濟的原因、その他境遇の變

化でもはや士として待遇されなくなれば庶と異ることは

ない。

⑪ 北支豪族が同姓を重んじた著名な例として、王仲德(南

史二四)がある。

北土重同姓、並謂之骨肉。有遠來相投者、莫不竭力營

瞻、若有一人不至者、以爲不義。不爲鄉邑所容。仲德聞

王愉在江南貴盛、是太原人。乃遠來歸愉。愉接遇甚薄。

因至姑熟投桓立。

又日知錄二三 北方門族 參照。

七 結 語

所謂支那中世の貴族制度の理解は一般中世史の研究にとつて光を投ずると共に、古代・近世支那社會の構造についても示唆を與へるものがある。近世と對比せられるためではなくして支那史の全時代を通ずる發展道程の全き洞察のためには、中世研究と現代理解との距離は所謂近世と現代との距離に比して遠くはない。その故は家族は村落と共に時代による變化が最も顯著でなかつた社會集團であり、かゝる基礎的な集團自體並びにその政治・經濟・文化に及ぼす作用關聯の考究は此等特殊史に新しい視野を擴げるであらう。たゞかゝる考究が必須とされる六朝時代にあつては史料の不足が詳密な探求を妨げ、本稿も貴族制度と題に掲げつゝ國家的制度として扱ふ以外に關聯した政治的社會的事象に言及することの方が多くなり、意に滿たない點も少くない。

漢末並びに五胡時代の戰亂のため、後漢以來形成されてきた郡望の本據たる黃河流域一帯は北狄諸王朝の蟠踞する所となり、中原豪族は郡姓としてその社會的地位を承認されつゝも被征服民族たる境涯におちた。北狄の勢力がなほ及ばなかつた揚子江中流・下流域に移住した一部郡望は僑姓の名を負ひつゝも土着豪族たる吳姓に對し、支配とまで行かなくても優越の地位を占め、吳姓は蜀姓と共に、かつて三國分立の敗北者として、かつ中原文化に遠き落伍者として、六朝史上二次的役割しか振ひえなかつた。そして郡姓と僑姓とは漢文化の保持者として相互に共通の感情意欲を持つたが、新情勢の展開に應じて早く社會的・政治的地位を占めて了つた貴族群は流徙沒落の不幸を経た往日の同類に比較して安固と隆盛とを増進し、百代卿族、甲族、膏腴の如き美稱を獲た。ただし北方では同族の紐帶が強固で、單なる同姓に對しても親縁感情を以て接遇し羈族失意の同族に對し扶助保護

の態度に出る者が多かつた。これに反し、南朝の貴族は同族内にも感情的反目不和が多く支派を分出し貴賤等を異にし貧富あひ救はざる分裂的傾向があり、時期が晩れて南下した没落貴族は沈淪を免れなかつた。この差異は北方では被征服者として對異民族に對する緊張感から自衛自救の覺悟が意識的・無意識的にはたらく、南朝ではその條件が缺けてゐたことが原因であらう。また江南は土地の生産力が雄厚で多くの貴族は部曲奴婢佃客を役して各自に開發することにより富力を獲得したが、北支では政治的施設により破壊された農村機構を再建すべく君主權の發動が必要であつた。その北朝君主權は豪族の勢力と反對方向において衝突したため、君主は己に従順なる貴族を官僚機構の中に吸収するために、たとへ一應その門閥を尊重する態度にでたにしても目的とする所は各個人爲政の才行に存し、次第に人材登用主義に傾いた。しかるに南朝君主は若干大貴族の經營致富と同様の目的を遂ふことにおいて彼等と同一方向において競争する地位にあり、それが妨害される限りに於いて專制への意欲を貴族に加へつゝあつた。それが人事問題に反映して貴族に清貴の官職をあてがひつゝ實權ある職任に寒人を登用する方針が執られた。寒人はその勤勞により高官を得たにしても君主の私的使用人たる性質を最後まで脱しなかつた。南朝では偷安苟且の流弊の趨く所、東晉に猶存した民族意識も銷磨され、僅かに漢文明の魅惑的傾向を發達させ、國家的隆昌を代償として當時の亞細亞諸國に對し、かつは後世の漢族文運にとつて多大の寄與を成したことに於いてその文化史的役割を果した。

貴族階級自ら相互に決定し君權の容喙を許さない士の身分の承認も元來は儒敎主義官僚國家たる漢朝により原則上一般平民に開放されてゐた任官の權利に起源を有するものであらう。統一國家たる漢朝没落により君主權から鄉黨の輿論へと、士の認定權が移され、後續せる分立國家の君主にとつては士の身分はどうにもならないもの

になつた。しかし北魏の孝文帝による虜姓・郡姓おしなべての氏族分定に始り、北周隋唐の諸帝の統一國家再建の努力が奏効するにつれ、科擧制度の試行と共に再び官僚として士の資格を獲得しうる情態となつた。中正の制は漢唐過渡期をつなぐ役割を果たしたにすぎず、南北朝後半になれば既に實を失つてゐたものである。

上來の諸考察を通じて六朝隋唐五代に亘る貴族の力は要之社會的勢力であり、政治力に至つては、たとへ南朝の盛期においても、君主の專制權力を除去して存しうるものでなく、これと共存しうる性質のものであつたと思ふのであるが、既にかゝる立言はこの小論の結語にふさはず、單に今後の研究の操作的假説として掲げるに止めたい。(完)

(昭和十八年十月十八日稿了。)